# 海外における標準化について

## 米国および欧州での例

2009年9月28日

株式会社三菱総合研究所

社会システム研究本部

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

# 政府における民生品調達にみる例（米国）

冷戦後、エレクトロニクス関連等で軍事開発より市場で普及した民生品の方が高性能となる場合が現れ、国防関係から、民生品調達の流れが発生し、他の政府調達でも普及した。

**民生品活用 COTSのきっかけ**

米国DoDが1994年のペリーメモを契機に民生品仕様で防衛調達ができる道を拓いた。翌1995年にクリントン大統領による国家安全保障技術戦略が発表され、科学技術戦略における民生重視が明確となった。

Specifications & Standards – A New Way of Doing Business/1994/William J. Perry

National Security Science & Technology Strategy/1995/President Clinton
http://clinton4.nara.gov/WH/EOP/OSTP/nssts/html/nssts.html

**COTSの浸透とNISTの役割**

DoDの動きをきっかけに、連邦政府でのCOTS（Commercial off the Shelf）は情報通信システム分野でも普及。NISTは、「Measurement and Standards」のためのラボ機能を担い、情報通信分野ではITL（Information Technology Laboratory)が担当。

The Future of Commercial and Military Measurements, Calibrations, and Standards /1998/ http://www.nist.gov/speeches/airforce.htm

**実際の民生品調達の流れ（IPv6製品の例）**

政府調達の候補となろうとする製品はリファレンスとして登録する必要がある。IPv6 製品も、IPv6 ForumとNISTでMOU締結により、IPv6 Ready Logoをリファレンス登録の方法の一つとしている。調達する側は、リファレンス登録された製品群から選択することとなる。ITLでIPv6も扱われる。

Technical Infrastructure for USGv6 Adoption/2008/NIST
http://www.antd.nist.gov/usgv6/

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

# 米国政府調達／IPv6製品の場合のフロー

## USG IPv6 Testing Program (1)
### IPv6 Conformity Assessment

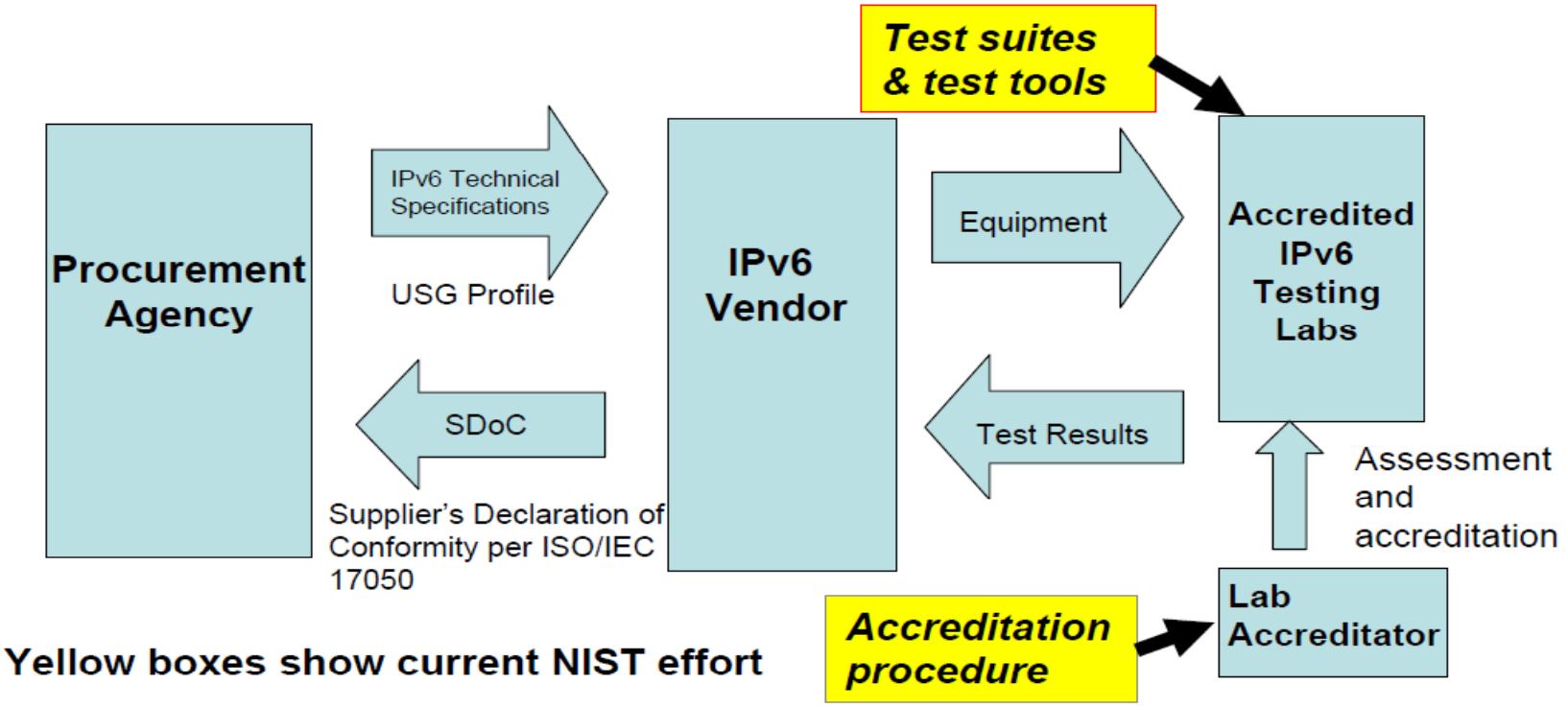


U.S. Government IPv6 Profile & Test Program/Sep.2008/Global IPv6 Summit/Cita Furlani/ITL/NIST

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

# EUにおける標準化の考え方(1)

## 主なポイント

＜標準化に係る新たな政策の背景＞

国際的な貿易関係、技術の発展、そして様々な消費者ニーズの顕在化等によって、標準化をとりまく環境は急速に変化している。グローバルに見れば、標準化については様々な考え方が存在し、既存の標準化組織以外の場で、技術仕様の策定に取り組む利害関係者が増加している。今こそ、新たなチャレンジとなる政策を導入し、将来にわたり標準化を成功に導かねばならない。

＜標準化に関する基本原則＞

・ 標準化は、利害関係者による、利害関係者のための、自発的かつ合意に基づいた活動である。この活動はオープンに、かつ透明性をもって行われるものであり、独立した、既存の標準化組織において実施される。こうした活動の結果、様々な標準が採択されることとなるが、その採択に従うか否かは、それぞれの利害関係者の自主性に任される。

・ 欧州の標準化組織は、正規の標準を策定するための枠組みを維持し、正規の標準の活用を図るとともに、以下の取り組みによって、新たな政策を企画し、進化するマーケットニーズに適応していくべきである。

→ 利害関係者に対し、製品・サービスに関するより多様な提案が行われるよう図ること。

→ 正規の標準に沿っていない製品について、ランク付けを行う仕組みを構築すること。その仕組みは、それぞれの製品の目的に沿った規格策定や協議の手続きを含むものであり、必要に応じて、これらの製品が正規の規格となることを可能とするものである。

・ 欧州委員会は、正規の標準の地位を得ていない仕様をどのように取り扱うかについて、基本的な考え方を検討すべきである。

・ 欧州委員会は、情報通信分野における標準化と、それ以外の分野における標準化の間に見られる相違が、何らかの問題を生ぜしめるものかどうか、仮に問題が生ずるとしたら、それはどのように対処されるべきかについて、検討すべきである。

COUNCIL RESOLUTION of 28 October 1999 “on the role of standardisation in Europe”/Official Journal of the European Communities/May.2000/EU

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

# EUにおける標準化の考え方(2)

## 主なポイント

＜継続的支援の呼びかけ＞

国家の、そして、欧州標準化団体が、欧州の規格化組織の機能と一般的な欧州の目的の到達を支援し続けることを要求する。

＜公的当局の役割＞

規格化のプロセスに貢献する際に適切に、また、規格化を管理する原則によりコンプライアンスを確実にしつつ、規格化がさらに発展できるように、特に、欧州、国際、国家のレベルにおいて、安定かつ透明性ある法的、政策的、財政的フレームワークを維持する事によって、公的な当局者が、規格化の戦略的重要性を認知する事を要求する。

＜協働のための仕組み＞

コミュニティと欧州標準化団体とによる協働は、共通の目的で性格付けされ、パートナーシップに基づくべきであること。
欧州委員会、政府当局、欧州標準化団体との間における協働と透明性のための新たな仕組みが創出されるべきであること。
公的な当局者との協働しつつ、保護条項の申請を先導しかねない問題を解決するための手順を採用する事を、特に、欧州標準化団体に要求すること。
以上について十分に検討する。

＜コスト負担＞

仕様の詳細記述に係るコストは、原則として、利害関係者達自身によって生み出されるべきである事を検討する。
適切な予算の制限の中で、欧州規格化のための資金援助を、目的とするコミュニティに提供し続ける意思を確認する。

COUNCIL RESOLUTION of 28 October 1999 “on the role of standardisation in Europe”/Official Journal of the European Communities/May.2000/EU

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.